

SEIKATU SIDOUBU TAYORI

「向学立志」

生活指導部 2014 5月号

明日から県総体です。3年生は最後の試合となります。こだわりやってきたことの集大成です。納得できることをやりきり有終の美を飾って下さいね。下級生は先輩たちの最後の勇姿を目に胸に焼き付け、新たなる新チームの糧にしていきましょう！6月に入ると、すぐ体育祭ですね。さて、みなさん、新しい学校、新しい学年での生活に慣れましたか？新しく出会った仲間の団結を確認する良い機会ですよ！毎日の学習、クラブ活動に忙しい日々でしょうが、毎日をどう過ごすかは、自分次第です。時間を大切に、有意義な高校生活を過ごして下さいね。**頑張れ東高生！！**「ONE FOR ALL ALL FOR ONE(一人はみんなのために みんなは一人のために)」



携帯電話マナー違反続発！注意！！

学校全体での4月以降の指導された延べ件数は20件に上ります。その中には不注意で指導されたのではなく、意図して授業中に使用していた悪意ある確信犯も数件あります。授業中の使用など論外でもっての外！授業妨害そのものです。中には入学以降繰り返し同じ過ちを重ねる生徒も多いようです。「過ちを正さるを過ちという」…過ちを反省し活かし自覚を持った行動を！！T・P・Oのケジメをつけ文明の利器は正しく使用しましょう。



自転車利用の交通ルールとマナーを守ろう！

昨年度の全国の交通事故件数は62万8248件で、事故による犠牲者は4373人となりました。その中で自転車のかかわった事故は約2割で、この数字は年々増加の傾向にあり社会問題化しています。昨年平成25年6月14日に道路交通法の一部が改正され、平成25年12月1日にその一部が施行されました。ここに自転車を安全に利用する為のルールとマナーを紹介します。

安全ルール五則

- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子供はヘルメットを着用



- ①傘さし運転
- ②携帯を使いながらの運転
- ③イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転…**これらは事故を招く原因の元！**



①傘さし運転②携帯を使いながらの運転③イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転…**遵守事項義務違反の場合は、「3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金」となるんですぞ！！**さらに二人乗りや並走は2万円以下の罰金・信号無視は3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金等等…知らないでは済まされない事態です！自分の身を守るためにもしっかりとルールとマナーを守っていきましょう。